

京情個審答申第 32 号
令和 6 年 3 月 7 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

個人情報不開示決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 10 月 28 日付け 4 人事第 345 号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った個人情報不開示決定（不存在等）を取り消し、開示請求の対象となる個人情報を特定し、開示又は非開示の決定を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和4年2月14日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「府職員である本人を昇任昇格に値しない処遇とした「対外的な説明にも耐えられる厳格な選考基準（結果）」5カ年分（平成28年度～令和2年度）」（以下「本件個人情報」という。）を内容とする個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和4年2月24日、処分庁は、本件個人情報は開示請求の対象外であるとして、個人情報不開示決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報不開示決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和4年3月14日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年10月28日、諮問庁である京都府知事（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件個人情報の開示を求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件個人情報は審査請求人自身が開示に同意する個人情報であり、これは条例第5条第1項第2号に定める「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」に該当することから、同条第1項本文の「利用及び提供の制限」が排除され、下位条項（条例第11条及び第12条）は打ち消され、条例第1条に定めるとおり、個人情報の開示により個人の権利利益（自己情報の開示等）が保護されなければならない。

- 2 本件個人情報が入開示理由に記載された「人事管理上の個人情報」であるとしても、当該個人情報の本人である職員に対して、当該職員が「昇任・昇格の選考基準」に該当しない理由を明らかにすることが人事管理の確保等を困難にさせる余地はなく、むしろ人材育成の観点から極めて有意義な開示となる。

第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る個人情報は、職員の人事に関する事務に係る個人情報であるため、条例第11条第5項第1号及び第12条に該当し、開示請求の対象外となる。

また、条例第5条第1項第2号について、審査請求人が主張するような解釈はない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当である。

第6 審議会の判断理由

- 1 本件審査請求において、処分庁は、審査請求人が開示を求める個人情報は条例第11条第5項第1号に掲げる事務に関するものであることから、条例第12条により開示請求をすることができる個人情報に該当しないとして本件処分を行っている。
そこで、まず、本件個人情報が条例第11条第5項第1号に掲げる事務に関するものに該当するか否かについて、検討し、判断する。
- 2 当審議会において、本件個人情報が記録されているとして処分庁が当審議会に提出した公文書（以下「本件公文書」という。）を閲読した。その結果、本件公文書は、昇任・昇格の選考に当たってなされた評定等を取りまとめた一覧及びこれに基づいてなされた判定がそれぞれ記載された文書であることが認められた。
- 3 (1) ここで条例第11条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、その所在や内容を明らかにして、府民等が自己情報の開示請求を行う際の検索に利用するなど、自己の情報及び関連する事務に容易に接することができるように個人情報の種類等を登録し、その登録簿を閲覧に供しなければならないことを定めたものである。
(2) その上で、同条第5項は、個人情報取扱事務の登録の例外を規定したものである。
すなわち同項第1号は、府の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての実施機関と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者である職員にはよく知られていることから、個人情報取扱事務に係る登録の例外とするものである。
(3) 具体的には、職員の異動や給与、災害補償に関する個人情報、福利厚生の一環として取り扱われる職員の被扶養者又は遺族に関する個人情報や職員の職務遂行に関する個人情報を取り扱う事務等が同号に規定する事務に該当する。

- 4 そして、何人に対しても公文書に記録されている自己の個人情報を開示請求できることを定める条例第 12 条において、「個人情報（前条第 5 項第 1 号に規定する事務に係る個人情報を除く。（以下略））」と規定しているのは、3 の(3)で示した事務については 3 の(2)で述べたとおり、使用者と被用者の関係に基づく内部的な情報については、何人をも対象とする個人情報開示請求によらずとも、当該個人情報の本人であればその開示を受けることができる仕組みがあること等から、これを除外する趣旨である。
- 5 (1) ところで、当審議会に提出された本件公文書は、2 で述べたとおり昇任・昇格の選考に当たってなされた評定等を取りまとめた一覧及びこれに基づいてなされた判定がそれぞれ記載された文書である。
- (2) 当審議会において閲読した結果、本件公文書に記載された個人情報の全てが 3 の(3)で示した事務、すなわち条例第 11 条第 5 項第 1 号に掲げる事務に関する個人情報であるとは認められなかった。
- (3) したがって、本件個人情報の全てが同号に規定する事務に係るものであって、条例第 12 条の規定により開示請求をすることができる個人情報に当たらないとして処分庁が行った本件処分は、妥当ではない。
- 6 なお、審査請求人は、「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」（条例第 5 条第 1 項第 2 号）には条例第 11 条及び第 12 条の適用が否定される旨、主張しているが、その主張が条例の趣旨を誤解したものであることは明らかである。
- 7 結 論
以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月28日	諮問書の受理
令和4年11月 8日	第1回審議会
令和5年10月24日	第2回審議会
令和5年12月20日	第3回審議会
令和6年 2月28日	第4回審議会
令和6年 3月 7日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 奥 野 美奈子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子